

公表第3号

地方自治法第199条第2項及び第4項に基づく財務監査及び事務監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成31年2月28日

久留米市監査委員	権 藤 満
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	市 川 廣 一
久留米市監査委員	大 熊 博 文

財務監査及び事務監査報告

第1 監査の対象、期間及び指摘事項等件数

対象部局等	対象課等の内訳	監査実施期間	指摘事項件数	意見件数
健康福祉部	総務、地域福祉課、健康保険課、医療・年金課、障害者福祉課、長寿支援課、介護保険課、生活支援第1課、生活支援第2課、保健所総務医薬課、保健所衛生対策課、保健所保健予防課、保健所健康推進課、保健所地域保健課	平成30年10月22日 ～平成31年2月28日	4	1
子ども未来部	総務、子ども政策課、荒木子育て支援センター、北野子育て支援センター、城島子育て支援センター、三瀨子育て支援センター、子ども支援課、子ども施設事業課、荒木保育園、大城保育所、犬塚保育園、家庭子ども相談課、こども子育てサポートセンター、青少年育成課、幼児教育研究所	平成30年10月22日 ～平成31年2月28日	3	1
教育部	教育委員会事務局 総務、学校施設課、教職員課、学校教育課、学校保健課、学校給食共同調理場、人権・同和教育課、教育センター、田主丸事務所、北野事務所、城島事務所、三瀨事務所 教育機関 市立高等学校 南筑高等学校、久留米商業高等学校 市立小学校・中学校 [小学校] 善導寺小学校、大橋小学校、田主丸小学校、水分小学校、弓削小学校、北野小学校(6校) [中学校] 櫛原中学校、屏水中学校(2校)	平成30年10月22日 ～平成31年2月28日	5	0

第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、主に平成30年度における財務に関する事務の執行状況及び公有財産の管理状況並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

また、現金等取扱、旅費、賃金、報償費関係、補助金、貸付金、財産及び物品管理、契約、附属機関等、休暇等に係る事務等を重点監査項目として実施するとともに、公正で能率的な行政執行の確保が社会的に求められる中、行政の組織、機能、事務処理の手續及び方法その他の行政運

営全般についても、その経済性、効率性及び有効性の観点から監査対象として位置付けた。

第3 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり検討又は是正等を要する指摘事項が認められたので、必要な措置等を講ずるとともに、職員の指導監督にも努められたい。

また、監査の結果に基づき、市政の総合的進展と明朗な市政の運営に資するため、地方公共団体の事務の原則である住民福祉の増進、最少の経費による最大の効果、組織及び運営の合理化等の観点から意見を付した事項についても、研究又は検討等を図り、必要かつ可能な場合には措置等の対応が講じられるよう望む。

【健康福祉部】

指 摘 事 項

《事務監査》

[公印取扱事務]

公印の取扱いについて、課長が管守する市長印が、規則に定められた用途以外の目的で使用されているものがある。

《財務監査》

[郵便切手等管理事務]

- 1 切手受払簿において、平成29年度から30年度への切手の繰越枚数を誤っているものがある。
- 2 切手について、現物と切手受払簿に記載された枚数が一致していないものがある。

[契約事務]

契約事務規則では、契約の相手方が決定した日の翌日から6日以内に契約を締結しなければならないと規定されているが、特段の理由なく契約締結が遅れているものがある。

意 見

《事務監査》

本市では、高齢者や障害者など、災害時の避難行動に支援が必要な市民に災害時要援護者名簿に登録をしてもらい、当該情報を地域と共有し、地域での避難支援などの支え合いの仕組みづくりを推進しているが、本市の登録率は目標の20%に対し、約10%に止まり、市民意識調査による認知度も15.6%と低い結果となっている。

名簿を活用した図上訓練や個別支援計画の策定、充実等を行うためには、名簿への登録が前提となる。災害時要援護者の名簿登録への動機付けを高め、登録につながる周知・啓発のさらなる工夫や、登録率の高い自治体の状況を調査・研究するなど、登録率が向上するよう一層の取組を進められたい。

【子ども未来部】

指 摘 事 項

《事務監査》

〔文書管理事務〕

- 1 負担金の決定に係る事務において、対象期間の前に入所者へ交付すべき決定通知書が、対象期間開始後に本人に通知されている。
- 2 文書決裁後、公印を押印することなく、補助金等交付決定に係る文書を発出しているものがある。

《財務監査》

〔現金取扱事務〕

市の規定にない領収証を用いて、現金を領収しているものがある。

意 見

《事務監査》

本市は、平成27年度以降、「くるめ子どもの笑顔プラン」に基づき、子育て支援施策を進めてきたところであるが、保育ニーズが当初の想定を超えて高まっており、平成28年に78人だった待機児童は、30年には44人と若干減少したものの、解消には至っていない。29年度に見直しを行った「くるめ子どもの笑顔プラン」では、31年度末までに必要な保育の定員は、市全体で570人不足すると見込まれることから、施設整備等による保育所の定員増、幼稚園から認定こども園への移行による保育定員の増などの取組により、施設不足の解消を目指している。

一方で、国は、平成31年10月から、幼児教育・保育の無償化を実施する予定であるが、「くるめ子どもの笑顔プラン」は、無償化の影響を反映したものではない。

施設定員を最大限活用するための保育士の確保も依然として課題となっていることから、今後の保育に係る需要と供給の状況には細心の注意を払う必要がある。平成32年度以降、待機児童が想定外に大きく増加したということにならないよう、保育の申込状況などをきめ細かく精査し、必要な対応を検討されることを望む。

【教育部】

指 摘 事 項

《事務監査》

〔文書事務〕

申請者に交付すべき補助金等交付決定通知書が交付されていないものがある。

《財務監査》

〔臨時職員等賃金支給事務〕

臨時職員の賃金で、遅刻・早退による欠勤時間数を、誤って算定して支払っているものがある。

〔旅費支給事務〕

旅行命令書に命令権者の印がないものがある。

〔給油チケット管理事務〕

ガソリンチケットの半券（控）と納品書に記載された数量の差異について、精算がなされていないものがある。

〔契約事務〕

備品購入において徴取した見積書に、日付が記載されていないものがある。